

四日市市北大谷斎場及び北大谷霊園管理運営業務委託 プロポーザル審査委員会設置要項

第1 設置

四日市市北大谷斎場及び北大谷霊園管理運営業務委託を実施するに当たって、プロポーザル方式による契約相手方の候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、四日市市北大谷斎場及び北大谷霊園管理運営業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 実施要項の確認に関すること。
- (2) 事業者選定に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (4) その他必要な事項。

第3 組織

委員会の委員は、6名以内をもって組織する。

- 2 委員は、候補者の決定に必要な学識経験等を有する者及び市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選とする。

第4 委員長の職務等

委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第5 任期

委員の任期は、委嘱又は任命の日から候補者決定の日までとする。

第6 会議

委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の4分の3以上が出席しなければ会議を開くことができない。

第7 意見の聴取

委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第8 守秘義務

委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第9 庶務

委員会の庶務は、環境部生活環境課において処理する。

第10 委任

この要項に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要項は、令和6年6月18日から施行する。